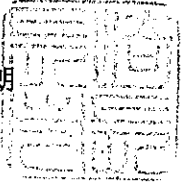


公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定したいので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成21年長崎市告示第156号。以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年11月14日

長崎市長 鈴木 史朗



1 業務の概要

(1) 業務名

長崎市債権管理台帳システム構築等業務

(2) 業務内容

長崎市債権管理台帳システム構築等業務に係る説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月25日（木）まで

(4) 履行場所

発注者が指定する場所

(5) 予算額

10,203,000円（消費税相当額を含む。）

2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品製造等競争入札有資格者名簿に「コンピュータシステム設計・開発」の業種で登録がある者であること。
- (3) (2)の名簿に地域区分が市内としての登録がある者であること。
- (4) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者でないこと。）
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (7) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていないこと。
- (8) 長崎市債権管理台帳システム構築等業務特定審査委員会（以下「特定審査委員会」という。）の委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又

は不利にするような働きかけを行っていない者であること。

3 説明書の交付期間、場所及び方法

長崎市債権管理台帳システム構築等業務に係る説明書（以下「説明書」という。）は、本市ホームページからダウンロードして取得すること。

ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は事前に長崎市財務部特別滞納整理室まで連絡するものとする。

(1) 説明書の交付期間

公告日から令和7年12月25日（木）まで（長崎市の休日を定める条例（平成5年長崎市条例第35号）第1条第1項に規定する本市の休日の9時から17時まで）。

(2) 説明書の交付場所

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所3階

長崎市財務部特別滞納整理室民事債権班（電話：095-829-1265）

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 参加表明書の提出期限

令和7年11月25日（火）17時必着（提出期限内に3(2)の場所に到達していること。）

参加表明書の提出場所及び提出方法

本手続に参加しようとする者は、以下に示す書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

ア プロポーザル参加表明書（第1号様式）

イ 担当者連絡先（様式ア）

5 提案書の提出要請等

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第3号様式）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

通知予定日 令和7年11月26日（水）

6 説明書等に対する質問に関する事項

(1) 説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、所定の質問書（様式シ）を用いるものとし、電子メール又はファクシミリにより受け付ける。なお、電話等による照会には応じない。

質問書（様式シ）に記載の上、電子メール又はファクシミリにより下記(3)に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 説明書等に対する質問の提出期限

令和7年11月25日（火）17時必着

(3) 質問書送信先

長崎市財務部特別滞納整理室民事債権班

E-mail: tokutai@city.nagasaki.lg.jp ファクシミリ: 095-826-9221

(4) 質問に対する回答

令和7年12月1日（月）17時までに質問を取りまとめ、質問回答書（様式ス）により提案資格を満たす者全てに直接電子メール又はファクシミリで回答する。

ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提案書の提出期限

令和7年12月26日（金）17時必着（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

(2) 提案書の提出場所及び提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

8 ヒアリングの実施

(1) ヒアリングの有無 有

提案された提案書について、提案者から説明を受けるため、ヒアリングを行う。

(2) ヒアリング予定日：令和8年1月16日（金）

日時、留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。

9 受託者の決定

(1) 提出された提案書及びヒアリングを基に、特定審査委員会は、最も優れた者を受託候補者として特定する。

ア 評価基準

評価項目		提案書類	評価の視点・判断基準	配点
組織評価	履行実績	業務等実績計画書(様式ウ)	平成30年度4月から本業務公告日までに完了した業務について、実績の内容・成果が本業務にふさわしいかを総合的に評価する。 5点: 地方公共団体及び特別地方公共団体の債権を管理する機能があるシステム導入の実績が3件以上である。 3点: 地方公共団体及び特別地方公共団体の債権を管理する機能があるシステム導入の実績が1件以上3件未満である。 0点: 地方公共団体及び特別地方公共団体の債権を管理する機能があるシステム導入の実績がない。	5
	実施体制	組織図書(様式イ) 配置予定者計画書(様式エ) 業務の実施方針(様式ケ) 業務等の実施手法(様式コ)	業務に応じた担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できるかを総合的に評価する。 5点: 担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できる。 3点: 担当者の配置や構成は明確であるが、迅速・柔軟に対応できるか不明である(不安がある)。 0点: 担当者の配置や構成が明確でなく、迅速・柔軟に対応できない。	5
担当者評価	業務従事者同種業務の実績	配置予定者計画書(様式エ)	業務従事者に同種業務実績がどの程度あるかを評価する。 5点: 業務従事者の3名以上に、地方公共団体及び特別地方公共団体の債権を管理する機能があるシステム導入の実績がある。 3点: 業務従事者の1名以上に、地方公共団体及び特別地方公共団体の債権を管理する機能があるシステム導入の実績がある。 0点: 業務実績がない。	5
実施方針等評価	業務理解度	業務等の実施方針(様式ケ)	本業務の目的、内容の理解度を評価する。 5点: 本業務の目的、内容を十分に理解している。 3点: 本業務の目的、内容を理解している。 1点: 本業務の目的、内容のいずれかにおいて理解不足である。 0点: 本業務の目的、内容のすべてにおいて理解不十分である。	5
	実施手順	業務等の実施手法(様式コ及び任意様式)	(1)業務実施手順を示すフローの妥当性が高い場合、(2)業務実施のスケジュールの妥当性が高い場合に評価する。 5点: (1)、(2)のいずれにも該当し妥当性が高い。 3点: (1)、(2)のいずれにも該当する。 1点: (1)、(2)のいずれかに該当する場合。 0点: (1)、(2)のいずれにも該当しない場合。	5
提案内容評価	システムの機能要件	機能要件対応確認書(別紙1)	提案内容が本仕様及び機能要件に基づいたシステムの機能を備え、目的に沿った的確な提案内容であり、計画的に実現できるか。 25点: 機能要件対応確認書の必須項目が全て「○」かつ要望項目が全て「○」である。 15点: 機能要件対応確認書の必須項目が全て「○」かつ要望項目に「×」がない。 10点: 機能要件対応確認書の必須項目が全て「○」又は「△」かつ要望項目の一部が「×」である。 5点: 機能要件対応確認書の必須項目が全て「○」又は「△」かつ要望項目が「×」のみである。 0点: 機能要件対応確認書の必須項目に「×」がある。	25
	デザイン・操作のしやすさ		初めてのユーザーや操作が不慣れなユーザーでもわかりやすい画面構成であるか。 15点: 非常に優れている。 10点: 優れている。 5点: 標準的である。 3点: やや劣っている。 0点: 劣っている。	15
	運用のしやすさ		長崎市で運用するにあたり、運用支援や周知方法、情報更新の工夫等について、提案がなされ、運用しやすいシステムとなっているか。 10点: 非常に優れている。 8点: 優れている。 6点: 標準的である。 4点: やや劣っている。 0点: 劣っている。	10
	セキュリティ対策	提案書(本文)	アクセス制御、冗長化など機密性、完全性、可用性に応じたセキュリティ対策の提案が具体的に妥当か。 5点: 優れている。 3点: 標準的である。 0点: 劣っている。	5
	創意工夫		提案事業者のノウハウや知識、経験を活かした、機能要件を超える創意工夫が見られ、業務の効率化、品質向上、リスク回避に繋がる提案であるか。 10点: 非常に優れている。 8点: 優れている。 6点: 標準的である。 4点: やや劣っている。 0点: 劣っている。	10
参考見積	業務コストの妥当性		導入の費用 価格点の算定式＝満点(5点)×各提案者の提案金額のうち最低額÷提案者の提案金額(ただし、小数点以下を切り捨て)	5
			運用・保守費用 価格点の算定式＝満点(5点)×各提案者の提案金額のうち最低額÷提案者の提案金額(ただし、小数点以下を切り捨て)	5
合計				100

※合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。合計点が最も高い者が複数いる場合は、「提案内容評価」の合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。さらに、その複数者の「提案内容評価」の合計点が同点となった場合は、参考見積金額が最も低い者を、さらに、その複数者の参考見積金額が同額であった場合は、くじにより受託候補者を特定する。
※「提案内容評価」において、いずれかの項目について委員全員の配点が0点のものがある場合、又は委員全員の評価の合計点が満点の2分の1未満の場合は、受託候補者として非特定とする。

イ 特定審査委員会の委員は、次のとおりとする。

区分	氏名	役職
委員長	藤田 庄三	財務部長
委員	小山 英治	特別滞納整理室長
委員	永石 寛	特別滞納整理室主幹
委員	太田 良雄	D X推進課長
委員	梅澤 泰紀	資産経営課長
委員	林 尚之	感染症対策室長
委員	中島 博和	国民健康保険課長
委員	小門 龍太	生活福祉 1 課主幹
委員	中村 優喜	情報統計課係長

(2) 決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和8年1月19日（月）に通知する。

(3) 決定された受託者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積りを徴取している場合にあっても、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴取する。

10 契約書作成の要否 要

11 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。

ア 提案資格を満たさないこととなった場合

イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合

- (8) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

担当課

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所3階

長崎市財務部特別滞納整理室民事債権班

電 話 095-829-1265

FAX 095-826-9221

電子メールアドレス tokutai@city.nagasaki.lg.jp